

平成28年度事業計画

社会福祉法人静岡県共同募金会

基本的事項

県民のたすけあい精神に支えられた共同募金運動は、本年度で70回目を迎える。

昭和22年に、「国民たすけあい共同募金」として始まり、それぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進のため進められ、これまでに県民から寄せられた寄付金は累計282億円超になり、本県の民間社会福祉事業の向上発展に大きく寄与してきた。

しかし、この間、募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなり、その結果、募金額は減少している。

また、少子・高齢化の進行や流動化する社会・経済情勢を背景に、社会的課題は多様化、複雑化し、課題解決のための活動や資金ニーズは拡大しており、共同募金の役割は依然として大きいものがある。

中央共同募金会では、市民や企業の社会貢献意識が高まり寄付市場は拡大基調にある中、さまざまな寄付者がもつ多様な寄付意識に働きかけ、種々の寄付受入方法を用意し寄付者の意志に基づいた助成を効果的・継続的に行う必要があるとしている。

本県では、年間を通した寄付の受付の取組として、平成19年度から社会貢献型自動販売機による募金協力の仕組み、20年度からは募金箱設置先の拡大、また、25年度からは期間拡大による寄付者が使いみちを選べる使途選択募金を実施し、福祉的課題の解決を目指す参加団体が、住民に対してテーマを明確にして募金を呼びかけたことで、共同募金運動に新たな協力関係が作られ始めている。

本会は、「じぶんの町を良くするしくみ。」という、募金と助成が循環するしくみの充実を目指し、本年度は次の方針に沿って活動を展開する。

1. 地域で資金が循環するしくみづくりに向けて、課題解決を目的とした地域福祉活動の財源ニーズに応えるため、市町共同募金委員会の組織や助成のあり方等の見直しに努める。
2. 県民に対し、目的・対象・使途を明確にした募金を呼びかける取り組みを行う。特に1月から3月は使途選択募金を行う。
3. 寄付者の意志に基づく助成に結びつくよう、社会福祉法改正に伴う組織や事業のあり方を見直す。
4. 社会福祉協議会と協調・連携して、助成金使いみちの透明性の向上を図る。
5. 中央共同募金会企画・推進委員会による70年答申及び推進方策に基づく対応として実施細目の見直しに努める。

第1 募金活動

◎計画募金の考え方

共同募金は地域福祉活動を進めるため、予め使いみち（助成計画）や目標額（募金計画）を定めて行う募金活動である。そのため地域福祉活動ニーズに即した助成要綱を定め広く要望を取りまとめたうえで、助成計画及び募金目標額を定めて募金活動を展開する。

1 社会的ニーズの把握

(1) 県及び市町社会福祉協議会との連携

- ・本会は、共同募金の実施に先立ち静岡県社会福祉協議会に、社会福祉法第 119 条の規定に基づき目標額、助成の範囲等に対する意見を求める。
- ・市町社会福祉協議会は、地域福祉活動母体としての役割が大きく、地域福祉活動計画等を定め地域ニーズに即した活動を積極的に展開していることから、常に連携を図り共通認識の形成に努める。

(2) 助成施設団体等との意見交換

- ・助成先が抱える福祉課題について、共同募金の助成を通じて課題解決が図られるよう、現地調査の際に意見交換を行い現状と将来展望の把握に努めるとともに、必要に応じアンケート調査を行い、助成ニーズの集約に努める。

2 助成要綱・要領の制定

助成計画及び募金目標額の基礎となる助成要綱は、募金者と助成先の双方に解りやすいものであることが必要である。そのため助成対象となる活動の主体・活動の内容・対象経費等助成条件・応募方法・審査方法を明文化し、配分委員会で承認の後、理事会・評議員会で決定し公開をしていく。

3 助成申請の受付

募集に当たっては、助成要綱を広く住民が閲覧できるよう本会ホームページに掲載するとともに、NPOセンター等に対しても関係先へ広く案内を依頼して、活動主体が計画する福祉活動の申請を受け付ける。

4 助成計画の策定

3による助成申請に基づき募金目標額の基となる助成計画を次の区分により立てる。

(1) 一般募金

- ア 地域福祉活動（地域目標） 市町社会福祉協議会が主体的に取り組む地域福祉活動
- イ 広域福祉活動（広域目標） 福祉施設団体の機器整備、県域福祉団体の福祉活動

(2) 歳末たすけあい募金

市町社会福祉協議会が歳末の時期に実施する贈呈事業などの支援活動

(3) NHK歳末たすけあい

民間の社会福祉施設・団体に対する見舞金贈呈事業・歳末時期の支援活動

5 募金計画（目標額）の策定

(1) 赤い羽根共同募金（一般募金）

- ア 地域目標額については、市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画による事業計画に基づき市町共同募金委員会で設定する。
- イ 広域目標額については、施設・団体・ボランティアなどに対する助成計画に本運動の事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案して決定する。
- ウ 使途選択募金目標額については、参加団体の知名度など諸般の状況を勘案して

決定する。

(2) 歳末たすけあい募金

市町社会福祉協議会が歳末の時期に実施する贈呈事業などの支援計画をもとに、市町共同募金委員会で募金目標額を設定する。

(3) NHK歳末たすけあい

前年度実績額を勘案し設定する。

6 広報・啓発活動

(1) 県民全体

対象別	依頼先	方法	資材等
地域	各世帯	自治会町内会 民生委員児童委員	赤い羽根、市町版各戸配布用チラシ、ボランティア活動の手引き、ポスター
法人	企業	商工会、商工会議所等経済団体	法人開拓用チラシ、共同募金と税制、ポスター、企業向パンフレット、全県版チラシ、社会貢献型自動販売機チラシ
学校	小学校、中学校、高等学校など	市町共同募金委員会県並びに政令市の教育委員会 県私学協会	赤い羽根、学校募金ハンドブック（静岡県版）、壁新聞、子供用ワッペン（ドラえもん）、子供向パンフレット、下敷（ドラえもん）
職域	従業員	共同募金委員会役職員、募金ボランティアが各職場を訪問し依頼	全県版チラシ
助成先	従業員	職域募金の依頼	全県版チラシ、サポートシール

※「70周年記念ロゴマーク」を適宜活用する。

(2) 報道機関協力要請

中央共同募金会作成の運動開始用のテレビスポット、ラジオスポットを各放送局（民間テレビ・ラジオ、ケーブルTV、コミュニティFM含む）に広報依頼資材として提供するとともに、適時適確な募金活動情報により報道依頼を行う。

(3) ホームページ

- ① 助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して使途の情報提供に努める。
- ② 募金協力企業等を掲載し企業の社会貢献活動をアピールする。
- ③ 申請者の利便性を向上させるため、申請用紙、助成要綱などをダウンロードできる仕組みを充実する。
- ④ 中央共同募金会とリンクして共同募金に関する情報を発信する。
- ⑤ 助成先と情報の共有化を図るため、助成先のHPバナーをつけリンクを強化する。

(4) 地元プロスポーツチームの協力を仰ぎ広報を充実させる。

- ① ポスター作製協力
- ② チャリティグッズの提供
- ③ クラブ機関紙への掲載

- (5) 社会貢献型自動販売機の設置を促進し自販機告知パネル掲出を通じた啓発を行う。
- (6) 税制上の優遇措置の啓発
- ・個人の寄附：高額の寄附については、所得税・住民税の寄附金控除・税額控除が適用される。（税額控除に係る証明申請を行う。）
 - ・法人の寄附：株式会社などの法人の寄附は、法人税法により「全額損金」とすることができる。

7 寄付依頼活動（募金活動）

平成28年度共同募金の実施期間は、厚生労働大臣の指定を受け本年10月1日から平成29年3月31日までの6カ月間募金活動を実施する。

(1) 赤い羽根共同募金

①一般募金（10月1日から12月31日までの3カ月間）

区別	対象	方法	手段
戸別募金	各世帯	募金ボランティアが各家庭を訪問して、寄付をお願いするなど自治会、町内会に依頼	赤い羽根、市町版各戸配布用チラシ、ボランティア活動の手引き、ポスター
法人募金	企業	共同募金委員会役職員、民生委員児童委員などの募金ボランティアによる訪問又はダイレクトメールによる依頼	法人開拓用チラシ、静岡県知事名挨拶状、経済団体代表者名挨拶状、共同募金と税制、ポスター、企業向パンフレット、全県版チラシ
街頭募金	通行人	駅前、商店街などで、通行人に寄付をお願いする。	街頭肩掛募金箱、のぼり旗
学校募金	児童生徒	福祉教育を目的とした学校内での募金依頼	組立式募金箱（ドラえもん）
職域募金	従業員	共同募金委員会役職員、募金ボランティアが事業所などを訪問し職場内での募金を依頼	職域募金箱
店頭募金	お客	店舗等への募金箱設置を依頼	スタンド式募金箱、キャラクター募金箱、卓上募金箱、のぼり旗
助成先	従業員	職場での募金依頼	

(特記事項)

- ・戸別募金の依頼にあたり、地域に対し丁寧に地域の福祉課題を解決するための募金であることを説明する。
- ・戸別募金において募金に協力している地縁組織、募金ボランティア等に社会福祉協議会の活用事例等（成果報告、感謝など）の情報提供を行う。
- ・民生委員児童委員協議会・自治会連合会・商工団体・業界団体・教育関係団体等の会議に積極的に出向き、募金活動への協力依頼と助成成果の報告に努める。
- ・既助成先に対しては、助成による成果等のPRを兼ね、「赤い羽根サポーター」として、募金活動への積極的な参加を要請する。

②使途選択募金（テーマ型募金）の実施

(平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 3 カ月間)

募金者は、提示された支援活動の中から支援したい団体を選んで募金

- ・参加団体の募集
- ・参加団体の選定
- ・参加団体の決定
- ・参加団体による募金活動の実施
- ・参加団体による情報交換会の開催

(特記事項)

- ・募金活動は、参加団体が主体となり取組む
- ・企業からの寄付では、企業理念や C S R 方針に基づき寄付が行われることから、課題を共に解決するパートナーとして位置づけ、使途を選択できる募金で依頼する。

(2) 歳末たすけあい募金 (例年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 カ月間)

共同募金の一環として、歳末支援資金の助成のための使途指定寄付金

(3) NHK 歳末たすけあい (例年 12 月 1 日から 12 月 25 日までの 25 日間)

ア 寄付者に中央共同募金会を通じてダイレクトメールを送付する。

イ NHK 歳末たすけあい助成先「ありがとうメッセージ」の浸透を図る。

(4) 年間を通した寄付の受入

自動販売機	設置者と飲料メーカーからの寄付
店頭	募金箱による店のお客様の寄付
中央共同募金会	ふるさとサポート募金 インターネットを通じた募金 (クレジットカード募金など)

8 寄付金の管理

- ①金融機関を通じて迅速確実な方法による送金の実施。
- ②市町共同募金委員会の現況調査の実施
- ③領収書の適正な管理の実施

第2 助成活動

共同募金は、助成活動を通じて福祉課題の解決を図るとともに、社会の新たな課題を発見し、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与するため静岡県共同募金会助成要綱による次の区分により助成活動を展開する。

1 助成の内容

募金区分	助成区分	実施主体	対象活動
一般募金	地域福祉活動 支援事業	・市町社会福祉協議会 ・地域の活動団体 ・特定非営利活動法人	・事業費 ・機器整備費
	福祉施設機器整備費	・社会福祉法人 ・更生保護法人 ・特定非営利活動法人	・機器整備、建物の補修等

	地域ふれあい支え合い助成事業	・市町域の活動団体 - 地区社会福祉協議会 - 地区民生委員児童委員協議会 - 小地域活動団体 - 特定非営利活動法人	・事業費 ・機器整備費（活動用具等）
	使途選択募金	・会長が認めた団体	・会長が認めた活動
歳末たすけあい募金	地域福祉活動	・市町社会福祉協議会	・見舞金贈呈事業 ・歳末時期の支援事業
N H K 歳末たすけあい	地域福祉活動	・民間の社会福祉施設 ・更生保護施設 ・団体	・年末年始支援活動 ・年末年始施設利用者支援 ・進学等自立支援
	緊急助成事業	・助成要綱等に規定する助成を受ける資格を有する施設、団体 ・罹災者 ・県市町社会福祉協議会	緊急等助成資金規程第1条第1項第1号に規定する地震、火災、風水害等の非常災害その他緊急の事態に機動的に対処するための助成を行う。 (1) 地震、火災、風水害等の非常災害により被災したものの復旧及び修理に要する経費 (2) 災害による罹災者（低所得者等）に対する見舞金 (3) 静岡県共同募金会災害支援制度実施要領の対象にならない災害における次の活動経費 ①ボランティア活動に関する経費 ②災害ボランティアセンター、ボランティア団体（以下、「NPO」を含む。）の活動拠点事務所に関わる経費 (4) 災害ボランティア活動用資機材購入費

2 助成に当たって

寄付者の意思を助成事業に反映させるため、社会福祉協議会と連携・協調して、助成金使いみちの透明性の向上を図り、効果的助成活動に努める。

(1) 地域福祉活動強化助成について

市町社会福祉協議会が行う地域福祉活動に対する助成にあたり、対象活動や対象経費等について検討・取りまとめを行い、「使途の見える化」を図る。

(2) 現地調査

助成申請内容、活動主体の活動状況等を、把握するため配分委員、事務局による現地調査を行う。

配分委員調査にあたり、調査対象の範囲、調査にあたっての視点、対象経費の考え方などについて検討・取りまとめを行い、調査における公平性と透明性の確保を図る。

(3) 配分委員会

社会福祉法第 115 条による配分委員会を開催し、申請内容を審査する。

(4) 配分委員会の結果を踏まえ、理事会・評議員会の審議を経て助成の決定を行う。

なお、助成金の決定にあたっては、助成金の交付事務説明・成果事例発表会を行い、事業主体に対し共同募金の目的・対象・使途意識の高揚と募金活動への参画を促す。

(5) 「じぶんの町を良くするしくみ。」という、募金と助成が循環するしくみの充実を目指し、市町共同募金委員会の助成審査機能について検討を始める。

3 助成活動の効果測定

(1) 整備費については、助成先から使途指定事業の完了後直ちに「使途実施報告書・交付請求書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。

(2) ハード整備を伴わない活動（事業費）については、助成先から使途指定事業の完了後、1 カ月以内に「精算報告書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。

(3) 市町社会福祉協議会については、事務局を訪問し使途指定事業の実施状況を調査確認を行う。

第3 その他の活動

1 災害準備金の積立て及び助成・拠出

(1) 積立

災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。

(2) 助成・拠出

本県又は国内において災害が発生し、災害等準備金による助成及び被災県への拠出が必要になった場合は、全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」、「災害支援制度の細目及び基準」に基づき、迅速かつ適切に支援を実施する。

2 緊急等助成資金ほかの積立

区分	目 的
緊急等助成資金積立	① 地震、火災、風水害等の自然災害その他緊急事態に対応するための助成 ② 募金実績額が助成計画額を下回り当該年度の助成活動に支障を来す場合、必要な助成枠を確保しての助成 ③ 静岡県における福祉的課題を解決するため、一定の期間を設けて行う特定の地域福祉活動への助成
資産更新積立	有形、無形減価償却資産の減価償却相当額（経理規程による定額法）
運営費積立	指定寄付金手数料により、本会の財政基盤強化と安定を図るため
運動費積立	翌年度の運動にかかる経費に充てるため（本会及び市町共同募金委員会）

3 災害たすけあいの実施

- (1) 災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関との協力のもとに災害たすけあいを実施し、義援金の受入れ及び送金に関する業務を行う。

4 次への循環に向けた活動

- (1) ありがとうメッセージの浸透
 - ・本会作成の各資材には、ありがとうメッセージを掲載する。
- (2) 静岡県健康福祉大会の開催（70 周年記念）
- (3) 感謝状等顕彰活動
 - ・本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕 彰規程により顕彰する。
 - ・高額寄付者には、その金額に応じて紺綬褒章、厚生労働大臣感謝状、中央共同募金会会長感謝状又は感謝楯の申請を行う。

5 法人の円滑な運営

- (1) 法人の適正な運営
 - ・定款及び諸規程に基づき、理事会、評議員会、監事監査、配分委員会を開催し、適切な運営を図る。
 - ・社会福祉法改正に伴う組織や事業のあり方を見直す。
 - ・会務の運営に当っては、市町共同募金委員会と連携して、着実な事業計画の推進に努めるとともに、効果測定を含めた進行管理を行う。
- (2) 情報公開の推進

事業運営の透明性を一層推進するため、ホームページでの公開のほか、情報公開の請求がなされたときは、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。
- (3) 関係機関との連携・協調
 - ・中央共同募金会企画・推進委員会による 70 年答申及び推進方策の説明に企画・推進委員会委員等の派遣を依頼する。
 - ・中央共同募金会主催の研修会・制度改革の説明会・全国ミーティングと関東ブロック都県研究会等へ職員を参加、派遣する。
 - ・社会福祉協議会等との連絡調整

県及び県内各市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。

特にブロック社会福祉協議会連絡会との意思疎通と意見交換を積極的に行い、

募金と助成の好循環による円滑な運営に努める。

- ・共同募金運動創設 70 年にあたり、社会福祉協議会及び関係団体に対し、行事への冠付けや、機関誌等へのロゴマークの掲載による啓発活動を依頼する。

(4) 事務事業合理化の推進

- ・事務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。
- ・中央共同募金会設置の「はねっとデータベース」への助成先による報告を検討する。
- ・申請受付、申請変更、助成決定、助成履歴検索等のシステム化を検討する。

(5) 会計事務の適正な執行

法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、寄付者を含む関係者の負託に応えられるようにする。

また、経理事務・財務管理については、経理規程により適切に執行するとともに、公認会計士の指導・監査を受ける。

- ・内部牽制の励行
- ・公認会計士による監査確認（指導を仰ぎ適正な会計事務に努める。）

6 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

7 民間社会福祉資金の総合調整

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託
- (2) 各種助成団体の補助、助成についての情報提供

静岡県共同募金会 平成28年度スケジュール

年月	募金活動	助成活動	その他の活動	会議等
4		申請受付開始（福祉施設団体）		19日 中央：都道府県共同募金会職員会議
5		↓ 助成計画(案)作成		本会：監事監査 25日 中央：評議員会 27日 本会：理事会評議員会
6		配分委員会の開催 申請受付開始（地域ふれあい支え合い助成事業）	募金・広報資材の作成、購入	8日 中央：都道府県共同募金会常務理事事務局長会議 22日 中央：赤い羽根全国ミーティング(宮城県)
7	寄付依頼の開始	募金計画(案)作成		7日 本会：評議員会 15日 本会：理事会 22日 中央：共同募金運動70年記念フォーラム（東京）
8		使途選択参加団体審査	募金・広報資材の発送	本会：市町事務担当者打合会
9		配分委員による現地調査	募金計画の公告	
10	(10/1) 募金活動開始 街頭キャンペーン	(10/3) 助成説明会（地域ふれあい）		13日 静岡県健康福祉大会
11				11日 全国社会福祉大会
12	歳末たすけあい募金 (12/1～31) NHK歳末たすけあい (12/1～25)			
1	使途選択募金開始 創業記念募金活動	配分委員による現地調査		
2		配分委員会の開催	市町委員会 仮決算	9日 中央：都道府県共同募金会常務理事事務局長会議 24日 中央：評議員会
3	募金活動終了	(3/24) 助成説明会	決算	10日 本会：理事会評議員会 24日 本会：市町事務担当者打合会
通年	自動販売機・募金箱 中央共同募金会 各種募金活動団体 会議での依頼活動 (随時)			評議員選定委員会（仮称）の開催 税額控除に係る証明申請 ブロック社会福祉協議会への参加 (随時) 市町会長事務局長打合会開催検討